

**刑事訴訟法** (配点 40 点)

**【問題】**

以下の【事例】を読み、【設問】に答えなさい。

**【事例】**

令和5年8月5日夜、東京都H市において、殺人事件が発生したところ、被疑者として外国籍の甲が浮上した。同7日、H警察署警察官Kらは、甲を任意同行し、H警察署において取調べを行ったが、殺人の事実で甲を逮捕するに足る供述が得られず、その他客観的証拠も乏しかった。取調べ時の旅券提示で、甲の在留期間が過ぎている事実が発覚したため、Kらは、不法残留罪（※注参照）でひとまず甲を現行犯逮捕し、その逮捕・勾留中に殺人事件について本格的に取調べることにした。同日、甲は、Kらにより①不法在留罪を被疑事実として現行犯逮捕され、同月9日に同罪による勾留が開始されたが、同11日には、同罪に関する取調べは終了し、その後は専ら②殺人事件の取調べが行われた。殺人事件の取調べに先立って、特にKらから甲に対し、殺人事件の取調べに応じる義務はないこと、及び取調べ室を退去する自由があることを告知されたこともなく、甲も、日本の法律に疎かったため、逮捕されている間はどのような取調べを受けても仕方がないと認識して取調べに応じていた。

その後、不法残留罪での勾留満期日になって、甲が殺人事件について自白をしたため、甲は、不法残留罪で起訴された翌日に殺人の事実で通常逮捕された。

**【設問 1】** (配点 25 点)

下線部①の逮捕・勾留の適法性について論じなさい。

**【設問 2】** (配点 15 点)

下線部②の取調べの適法性について論じなさい。

※注：不法残留罪

**出入国管理及び難民認定法**

**第七十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はその懲役若しくは禁錮及び罰金を併科する。

(一ないし四は省略)

**五** 在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間（以下に続く括弧内の記載は省略）を経過して本邦に残留する者

(以下省略)

以上